

平成 29 年度

藤井寺市財政健全化及び  
経営健全化審査意見書

藤井寺市監査委員

藤 監 第 3 4 号

平成30年 8月23日

藤井寺市長 國 下 和 男 様

藤井寺市監査委員 濱 幸 一

藤井寺市監査委員 田 中 光 春

平成29年度藤井寺市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された平成29年度藤井寺市健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

## 平成29年度 財政健全化審査意見書

### 1 審査の対象

平成29年度藤井寺市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成30年8月15日から8月22日

### 3 審査の概要

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成29年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	12.88
②連結実質赤字比率	—	17.88
③実質公債費比率	2.1	25.0
④将来負担比率	44.5	350.0

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表記します。

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

実質収支の額は1,563万5千円の黒字であることから、実質赤字比率は生じていない。

##### ② 連結実質赤字比率について

連結実質収支の額は24億6,750万3千円の黒字であることから、連結実質赤字比率は生じていない。

##### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は2.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると下回っている。

##### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は44.5%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると下回っている。

藤 監 第 35号

平成30年 8月23日

藤井寺市長 國 下 和 男 様

藤井寺市監査委員 濱 幸 一

藤井寺市監査委員 田 中 光 春

平成29年度藤井寺市資金不足比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成29年度藤井寺市資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

## 平成29年度 病院事業特別会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

平成29年度藤井寺市病院事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成30年8月15日から8月22日

### 3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成29年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

資金不足比率は資金不足額がないため、「—」と表記します。

#### (2) 個別意見

資金剰余額8億2,286万3千円が生じており資金不足額はなく、良好な状態にある。

## 平成29年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

平成29年度藤井寺市水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成30年8月15日から8月22日

### 3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成29年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

資金不足比率は資金不足額がないため、「—」と表記します。

#### (2) 個別意見

資金剰余額12億3,101万3千円が生じており資金不足額はなく、良好な状態にある。

## 平成29年度 公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成30年8月15日から8月22日

### 3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成29年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

資金不足比率は資金不足額がないため、「—」と表記します。

#### (2) 個別意見

平成29年度公共下水道事業特別会計の実質収支額は1,272万7千円の赤字であるが、4億9,591万円の解消可能資金不足額が算定され資金不足額はない。